

なかの



Vol. 236

(2ページに写真説明)

URL <http://www.nakanohoujinkai.or.jp>

掲 示 板 (5～7月行事予定表)



※下記の予定は4月10日現在の判断で予定しておりますので、中止又は延期になる場合もあります。
詳細は、中野法人会事務局宛てに連絡願います。TEL 3388-6896

月 日	時 間	内 容	会 場	備 考
5月	10日(月)	13:00～17:00	※無料法律相談 (先ずはTELして下さい。)	法 人 会 館
	11日(火)	16:00～17:30	(第1部) 第10回通常総会	中野サンプラザ13F ゴスモルーム
	12日(水)	13:30～15:30	決算法人説明会	法 人 会 館
	13日(木)	13:30～16:00	新設法人説明会	法 人 会 館
	14日(金)	16:00～17:00	オンラインセミナー(税制改正)①	WEB+法人会館
	18日(火)	16:00～17:00	オンラインセミナー(税制改正)②	WEB+法人会館
	26日(水)	15:00～16:00	◆東法連・理事会	全 法 連 会 館 会長
6月	1日(火)	13:00～17:00	※無料法律相談 (先ずはTELして下さい。)	法 人 会 館
	4日(金)	16:00～17:30	中野法人会経営塾第一弾(税制改正)①	法 人 会 館
	//	16:00～17:30	(共催) 青年部会・第560回研修会	法 人 会 館
	7日(月)	16:00～17:30	中野法人会経営塾第一弾(税制改正)②	法 人 会 館
	//	16:00～17:30	(共催) 女性部会・第329回研修会	法 人 会 館
	8日(火)	13:30～16:00	書き方説明会	法 人 会 館 4・5・6・7月決算
	10日(水)	15:00～17:00	◆東法連・第9回通常総会・記念品贈呈式	目黒雅叙園 会長・受彰者
	14・15・16日	13:30～15:30	第44回初歩の簿記講習会(Aコース)	法 人 会 館
	17・18日	13:30～15:30	第44回初歩の簿記講習会(Bコース)	法 人 会 館
	23日(水)	13:30～15:30	決算法人説明会	法 人 会 館
	24日(木)	16:00～17:00	理事会	中野サンプラザ13F ゴスモルーム
	//	17:00～18:00	第22回健康セミナー(感染症予防について)	中野サンプラザ13F ゴスモルーム
7月	1日(木)		社会を明るくする運動(PR活動)	JR中野駅周辺
	2日(金)	13:00～17:00	※無料法律相談 (先ずはTELして下さい。)	法 人 会 館
	7日(水)	13:30～15:30	決算法人説明会	法 人 会 館
	8日(木)	13:30～16:00	新設法人説明会	法 人 会 館
	13日(火)	13:15～16:30	第4回パソコン会計体験セミナー(第1・2回)	法 人 会 館 (予定)
	15日・16日	9:30～14:00	生活習慣病健診	中野サンプラザ7F 研修室

5月号の目次

2021 VOL.236

中野法人会リモート会議&3/18理事会等:法律相談 3	全法連・税制セミナー&東法連・税制講演会 …… 12
知っとくと得情報(税の豆知識:山岡先生) …… 4・5	本部だより(事業承継セミナー)(自主点検チェックシート入門編) 13
知っとくと得情報(労務のポイント36協定届) …… 6	今後の行事予定・支部だより(6月の税務研修会案内) 13
知っとくと得情報(ワクチン接種始まる) …… 7	部会だより(青年部会・女性部会・三部会の役員会) … 14
税務署だより&都税だより …… 8・9	総会案内 …… 14
中野区だより(ワクチン接種&家庭内感染予防) …… 10	青年部会(租税教室) …… 15
令和3年度 行動する法人会(要望書の提出) …… 11	お知らせ(マイナンバーカード)(東商:マル優案内) … 16
令和2年度・新入会員 …… 12	お知らせ(経営者大型保障制度の案内) …… 16

●表紙(写真説明) …… 第19回フォト・コンテスト入賞『藤の花』 (一般) 松岡 真司 氏

発行所 (公社)中野法人会 〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6 電話 (3388) 6896 FAX (3388) 2550 e-mail jimukyoku@nakanohoujinkai.or.jp
編集:広報委員会 印刷:友美堂 〒164-0013 東京都中野区弥生町6-5-7 電話 (3381) 1423 FAX (3381) 1743

中野法人会の

無料法律相談

お気軽にどうぞ!!
(まずはお電話を…)

実施日時: 5/10(月)、6/1(火)、7/2(金)、8/2(月)、9/1(水) 13:00～17:00(相談時間は、1案件:45分)
TEL: 03-3388-6896 FAX: 03-3388-2550 (担当) 佐藤・三國



中野法人会もリモート会議：5月11日～10支部体制に！

① メールアドレス使用について

今後メールアドレスを、下記のようにして参りたいと思います。（従来のアドレスも使用可能！）

従来のアドレス:houjin@onyx.dti.ne.jp ⇒ 新アドレス:jimukyoku@nakanohoujinkai.or.jp

② ホットラインシステムの機能拡充

令和3年度より、第4支部以降は【現・第5支部⇒新・第4支部】という様に、従来の11支部体制から10支部体制になる予定です。皆様に、**5月11日の通常総会後にID&パスワードをお知らせ**しますので、**5月11日の通常総会後に試してください**。ご不明な点は事務局までお問い合わせください。

③ オンライン会議システム

● Jitsi-Meetを使用した会議を開催する

● 推奨されるブラウザはChromeか最新版のEdgeです。無料でダウンロード可能。
尚、スマホの場合は、専用のアプリもあるのでダウンロードしておいてください。

（例＝理事会の場合）

- ・パソコンで直接URLを開く方は、<https://jmeet.dblz.jp/rijikai>と入力。
- ・パソコンで既にサイトが開いてる方は（ルーム名）rijikaiと入力してください。
- ・スマホ使用の場合【Jitsi Meet】のアプリをダウンロードしてください。

① まずは、案内を「メール又はFAX」で送信します

メールにて返信の場合は、出席・欠席を明記して頂ければ結構です。

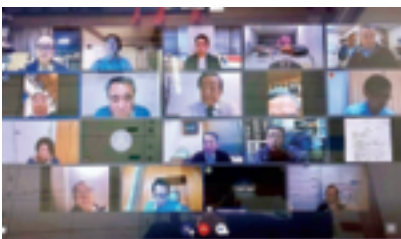
② 出席される方には開催1週間前を目安に資料をメール添付等で送付します

郵送する場合もあります。

③ 会議開催の前日を目安に、改めて、会合名等を送信します

また、会場で開催する場合は、基本的には法人会館2階で行ないますが、参加対象者が多い場合は中野サンプラザに変更になります。（参加者へ事前連絡します。）

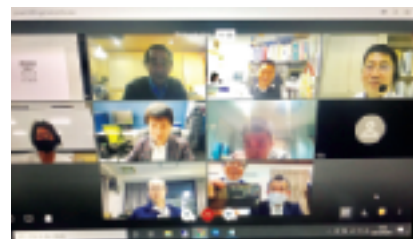
※令和3年度の理事会・総会等に関しては、既に中野サンプラザを予約済です。



1月15日 常任理事会



1月29日 正副会長会



3月5日 青年部会・役員会

3月18日 理事会を開催（於：中野サンプラザ）



宮島会長



～～～～～ 参加された皆様 ～～～～～



～～ 役員の皆様 ～～

知っとくと(得)情報 = 税の豆知識 =

税理士
山岡 修治

〒101-0047
千代田区内神田1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL 03(3518)2711(代)
FAX 03(3518)2712
携帯 090(2212)0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



今回の知っとくと得情報は、電子データによる帳簿書類等の備え付けに関して規定している「**電子帳簿保存法**」について、令和3年度税制改正により要件が大幅に緩和されました。その改正により企業にとってメリットが拡大しましたので、その内容を説明いたします。

「電子帳簿保存法」の歴史

高度情報化・ペーパーレス化が進展する中で、会計処理の分野でもコンピュータを使用した帳簿書類の作成が普及してきており、経済界をはじめとする関係各界から、帳簿書類の電磁的記録（いわゆる電子データ）及びマイクロフィルムによる保存の容認について、かねてから強い要望が寄せられていました。このような関係各界からの要望や政府全体としての取組を踏まえ、平成10年度税制改正の一環として、適正公平な課税を確保しつつ納税者等の帳簿保存に係る負担軽減を図る観点から、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度等の創設が行われました。正式名称は「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」（以下、「**電子帳簿保存法**」という。）で、本来、紙で保存することが本則である国税関係帳簿書類の保存について、電子データで保存することを特例として定めた法律が出来ました。

- 1 当初は企業等が自ら電子計算機で作成する帳簿（総勘定元帳や仕訳帳など）や書類（決算報告書や請求書控えなど）が電子保存の対象でした。
- 2 平成17年、電子帳簿保存法が改正され、国税関係書類として企業が受領した請求書や領収書などをスキャナで読み取った電子データの保存が認められるようになりました。ただし、この時点では電子保存可能な請求書や領収書などは3万円未満のものに限定され、さらに電子署名が必要となるなど使い勝手の悪いものでした。
- 3 そこで平成27年には、請求書や領収書などの金額の上限が廃止され、電子署名も不要にな

りました。また、平成28年にはデジカメやスマホで撮影した電子データによる保存も認められるようになりました。

- 4 そして、令和2年の改正では、キャッシュレス決済の場合、紙の領収書の代わりに「電子の取引明細」でも保存可能というように変わってきました。

前述した「電子取引」とは、取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいいます。（この取引情報とは、取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載されている事項をいいます。）

つまり、最初から電子データとして作成され、そのまま電子データとして授受される請求書や領収書などの保存について規定されているのがこの電子取引です。これらの保存要件については、発行者または受領者がタイムスタンプを付すこと、または自らの規定により訂正または削除を防止することとされてきました。これが、令和2年の改正では、訂正または削除を行った場合その履歴が残ること、または、訂正または削除ができないシステムであれば良いこととなっています。

「電子帳簿保存法」改正のポイント

1 承認制度の廃止

これまで、国税関係書類を電子的に保存するには、電子化開始の三ヶ月前までに所轄の税務署長に申請して承認を受ける必要がありました。しかし、改正された電子帳簿保存法の適用時期は、「帳簿の場合は令和4年1月1日以降に開始する事業年度から」、「決算書類などの書類とスキャナ保存については令和4年1月1日以降に保存を開始するデータから」となっています。それ以降は税務署長の承認なしに、電子データによる国税関係帳簿書類の備え付け・保存が可能になります。

これまで企業の電子化が進んでこなかった理由の一つに申請の煩わしさがありましたが、廃止により電子化が一気に進むことが期待されます。

2 優良電子帳簿保存制度の創設

優良電子帳簿保存制度とは、電子帳簿保存法の要件に従ったシステムを使って保存された電子帳簿のことです。税法では、税務調査を受け、修正申告等があったときには修正申告等により納付することとなった税額の10%に相当する額が過少申告加算税として加算されることになっています。

しかし、今回の改正で、電子帳簿保存法の要件に従ったシステムを使って帳簿を作成・保存した場合、令和4年1月1日以降に税務調査を受けて追徴課税が発生しても、過少申告加算税がこれまでの10%から5%に軽減されます。

3 国税関係書類のスキヤナ保存の要件緩和

- (1) 訂正削除の履歴が残るシステムを使った場合にタイムスタンプが不要となりました。これにより、業務にかかる手間・時間・コストが削減できます。
- (2) 書類の入力（スキヤン）期限が大幅に延長され、これまでの「業務終了後速やかに入力する」から概ね2ヶ月以内までとなりました。
- (3) 適正事務処理要件の廃止。これまで、スキヤナ保存する際に、①相互に牽制しながら入力する ②定期的な検査を行う ③入力に不備があった際の再発防止策を定める などと求められていましたが、実行しなくても良いということではありませんが、法令要件からは除外されました。
- (4) 検索項目が改正され、日付、金額、取引先の3項目だけに緩和されました。

4 電子取引データの厳格な保存

今回の改正では、書面出力による代替措置は認められなくなりました。令和4年1月1日以降に行う電子取引の取引情報については、必ず電子帳簿保存法で規定されている要件を満たした状態で保存する必要があります。

5 罰則規定承認制度が廃止されスキヤナ保存の要件が緩和された一方、罰則規定が厳格化

そもそも国税関係帳簿書類及び電子取引データについて、電子帳簿保存法の要件に従った保存がされていない場合、税法上保存義務がある帳簿書類として取り扱われません。従って、電子帳簿保存法の要件を十分に理解した上で電子化を進めることが必要です。また、スキヤナ保存と電子取引データともに、取引の事実と違う内容に改ざんした場合、35%の重加算税に10%が加算されることになります。合わせて45%の加重に賦課されることになるため注意が必要です。

「母の日」

母の日は「日頃の母の苦労をねぎらい、母に感謝を伝える日」です。



世界中で起源が異なるため

日付は様々です。日本や米国など多数の国は5月の第2日曜日ですが、ノルウェーでは2月の第2日曜日、フランスなどは5月の最終日曜日です。母の日は米国から日本に伝わり、明治時代の末頃にキリスト教の行事として行われたようです。

その後、昭和11年に森永製菓が母の日を普及させる活動を各団体に呼びかけ、昭和12年に豊島園で第1回「森永母の日大会」を開催し、その様子が新聞等で取り上げられ日本中に広がりました。

5月の税務と労務

- ・国税／4月分源泉所得税の納付 5月10日
- ・国税／3月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 5月31日
- ・国税／9月決算法人の中間申告 5月31日
- ・国税／6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 5月31日
- ・国税／個人事業者の消費税等の中間申告（年3回の場合） 5月31日
- ・国税／確定申告税額の延納届出による延納税額の納付 5月31日
- ・国税／特別農業所得者の承認申請 5月17日
- ・地方税／自動車税・鉦区税の納付
都道府県の条例で定める日

6月の税務と労務

- ・国税／5月分源泉所得税の納付 6月10日
- ・国税／所得税の予定納税額の通知 6月15日
- ・国税／4月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 6月30日
- ・国税／10月決算法人の中間申告 6月30日
- ・国税／7月、10月、1月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 6月30日
- ・地方税／個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）
市町村の条例で定める日
- ・労務／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届 支払後5日以内
- ・労務／児童手当現況届（市町村役場に提出） 6月30日

知つとくと **(得)** 情報 = 労務のポイント = (36協定届が新様式に…)

2021年4月～

36協定届が新しくなります

※時間外・休日労働に関する協定届

2021年4月から36協定届の様式が新しくなります

36協定届における押印・署名の廃止

- 労働基準監督署に届け出る36協定届について、使用者の押印及び署名が不要となります。

※記名はしていただく必要があります。

36協定の協定当事者に関する チェックボックスの新設

- 36協定の適正な締結に向けて、労働者代表(※)についてのチェックボックスが新設されます。

※労働者代表：事業場における過半数労働組合又は過半数代表者



36協定と36協定届を兼ねる場合の留意事項

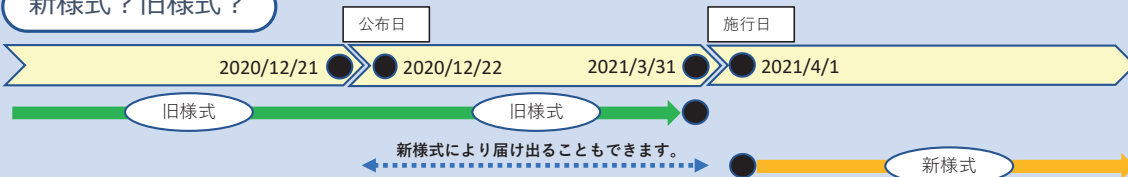
- ✓労使で合意したうえで労使双方の合意がなされたことが明らかとなるような方法(記名押印又は署名など)により36協定を締結すること



過半数代表者の選任にあたっての留意事項

- ✓管理監督者でないこと
- ✓36協定を締結する者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること
- ✓使用者の意向に基づいて選出された者でないこと

新様式？旧様式？



※施行日までの間であっても、押印又は署名がなくとも届け出ることができます。

※施行日以後は、旧様式に直接チェックボックスの記載を追記するか、チェックボックスの記載を転記した紙を添付して届け出することもできます。(裏面を参照)



時間外・休日労働が生じるときはどうすればいいの？

- ① 労働者代表と使用者で合意のうえ、36協定(労使協定)を締結
- ② 36協定(労使協定)の内容を36協定届(様式第9号等)に記入
- ③ 36協定届を労働基準監督署に届出
- ④ 常時各作業場の見やすい場所への掲示や、書面の交付等の方法により、労働者に周知

電子申請による
届出が可能



36協定届様式のダウンロード

労働基準監督署様式 検索



そのまま出せる36協定届を作成

スタートアップ労働条件 検索



36協定届の電子申請はこちら

労務法務 電子 検索



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(2020.12)

知つとくと **得** 情報 =ワクチン接種が始まる=

新型コロナワクチン 中野区の接種時期が決定

4月28日から75歳以上 65歳以上も5月中旬にスタート

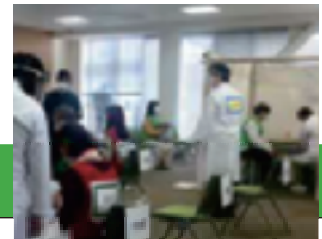
希望する区民全員が無料で受けられる新型コロナウイルスワクチンについて、中野区はこのほど、接種時期などの詳細を発表しました。ワクチンの供給状況を踏まえ、見直された実施計画のポイントをご紹介します。

掲載内容は3月26日時点の情報です。今後見直される場合があります。中野区のホームページで順次、情報が更新されます ▶▶▶▶



接種回数は**2回** 接種開始は年代で異なり、接種会場は3種類あります

まず中野区医師会館(集団接種)で4月28日からスタート。順次、医療機関(個別接種)、区民活動センター(集団接種)でも接種が開始されます。1回目と2回目の会場の変更も可能です。集団接種が終了しても、個別接種は継続実施されます。



年 代	接種券の 発送開始	接種開始	接種会場
75歳以上の方 1947年4月1日以前の生まれ	4月15日	4月28日	①中野区医師会館 (中野2-27-17) 集団接種 4月28日～9月下旬(水・木・日)
65歳以上の方 1957年4月1日以前の生まれ ※75歳以上を除く	5月中旬		②医療機関(146カ所) 個別接種 5月中旬～継続実施(各機関の定める診療日・時間)
65歳未満の方 ※基礎疾患のある方や高齢者施設の従事者を優先 ※16歳未満は対象外	6月中旬	6月下旬	③区民活動センター(15カ所、1日3カ所ずつ巡回) 6月上旬～9月下旬(毎日(休館日等除く)) 集団接種

▲中野区医師会館で行われたワクチン接種の
予行演習(3月14日)

インターネットか 電話で予約します



詳しくは、接種券などと一緒に中野区から届く「案内」をご覧ください。**医療機関(146カ所)の一覧も同封されています。**高齢者施設などの入所者・従事者に対しては、かかりつけ医らが訪問し接種します。

接種会場	予約方法
中野区医師会館 区民活動センター (1日3カ所ずつ巡回)	コールセンターに 電話するか インターネットを 通じて専用サイトで 予約する
医療機関 (146カ所)	大規模接種 医療機関 (8カ所) それ以外 (138カ所)
	各医療機関へ 直接連絡し予約する

知つとくと 得メモ

- ワクチン(米ファイザー社製)の接種間隔(2回目)は、3週間空ける必要があります
- 持病があって薬を飲んでいる人は、接種について、かかりつけ医にご相談ください
- 集団接種の場合、来場から接種完了までの所要時間は約20分から40分程度です
- 接種会場では、万が一の副反応に備えて救急体制を整備しています



少しでも不安があれば、かかりつけ医やコールセンターにご相談ください

中野区新型コロナウイルス
ワクチン接種コールセンター

ナビダイヤル: **0570-03-5444** 毎日午前9時～午後7時

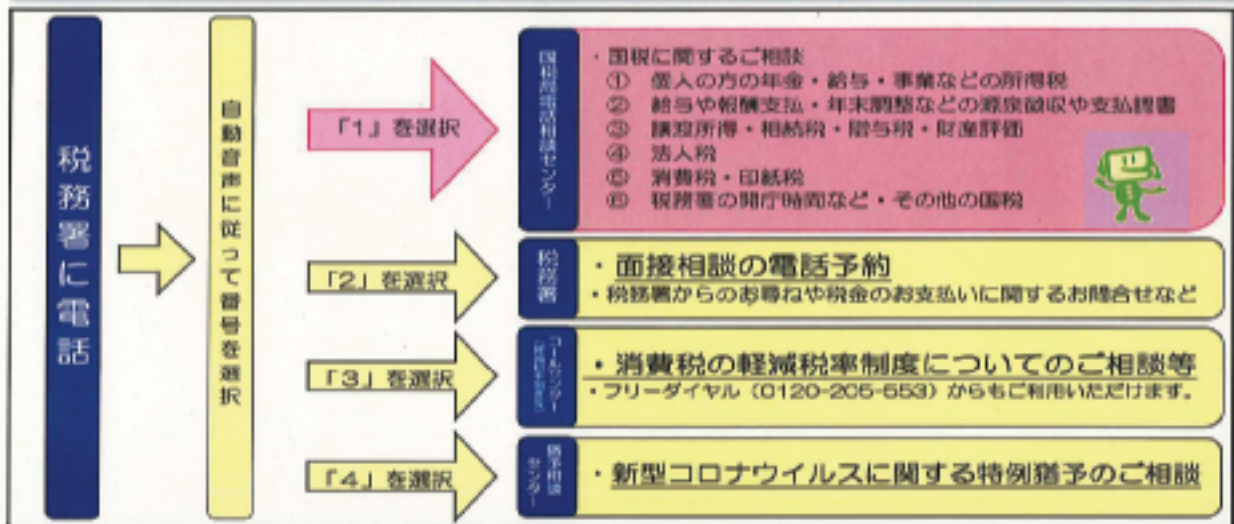
税 務 署 だ よ り

2021年度 税務職員採用試験のお知らせ

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～ 適正公平な課税の実現を、我々と一緒に目指してみませんか
 税務職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇**受験資格** ①2021(令和3)年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者(2018(平成30)年4月1日以降に卒業した者が該当する。)及び2022(令和4)年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
 ②人事院が上記①に掲げる者に準ずると認める者
- ◇**申込手続** ①申込方法 インターネット申込み…人事院ホームページ上の申込専用アドレスを御利用ください。
 [http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html]
 ②受付期間 令和3年6月21日(月)9時から令和3年6月30日(水)〔受信有効〕まで
 ③受験案内交付期間 令和3年5月7日(金)から令和3年6月30日(水)まで
 9時から17時まで(土曜日及び日曜日を除く。)
 ④受験案内交付場所 東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)
 (注)人事院ホームページからもダウンロードすることができます。
 [http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm]
- ◇**試験日** 第1次試験 令和3年9月5日(日)
 第2次試験 令和3年10月13日(水)から令和3年10月22日(金)までのうち指定された日時
 ※試験概要等の詳しい情報は、東京国税局ホームページ「採用関係お役立ちリンク集」をご確認ください。
- 【問合せ先】**東京国税局 総務部 人事第二課 試験係 代表:03-3542-2111 内線2162

電話による国税の一般的なご相談は 電話相談センターへ！



税務署でのご相談は 事前予約をお願いします

予約のないご相談には対応できない場合があります

都 税 だ よ り



5月は自動車税種別割の納期です

日頃より、都税の納付にご協力いただきありがとうございます。

5月上旬に郵送する【令和3年度 自動車税種別割納税通知書】により、
納期限までにお納めください。

【納期限】5月31日(月曜日)

<納付方法>

- ◆ スマホアプリ **都税 スマホ** **検索** 手数料はかかりません
- ◆ 金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ◆ コンビニエンスストア (納付書1枚あたり合計金額が30万円までのもの)
- ◆ 金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキング・
モバイルバンキング・パソコン・スマートフォンからクレジットカード※でも納付できます。
※クレジットカード納付には 税額に応じた決済手数料がかかります。

6月は固定資産税・都市計画税第1期分の納期です

【令和3年度の 固定資産税・都市計画税の納税通知書】は、6月上旬に
郵送します。納期限までにお納めください。

【納期限】6月30日(水曜日)

<納付方法>

- ◆ スマホアプリ **都税 スマホ** **検索** 手数料はかかりません
- ◆ 金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ◆ コンビニエンスストア (納付書1枚あたり合計金額が30万円までのもの)
- ◆ 金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキング・
モバイルバンキング・パソコン・スマートフォンからクレジットカード※でも納付できます。
※クレジットカード納付には 税額に応じた決済手数料がかかります。
- ◆ ・安心な都税『Web口座振替申込受付サービス』を ご利用ください。
◇ 口座振替の振替日は【6月30日(水曜日)】です。ご確認をお願いします。

<口座振替のお問合せ先>主税局徴収部納税推進課(03-3252-0955)

いつでも どこでも かんたんに /
都税の納付は
キャッシュレスで!



クレジットカード
(※クレジットカードの決済は、クレジットカードの加盟店でしかできません。)



スマートフォン決済アプリ



法人の方は
eTAXで

電子申告・電子納税
https://etax.fnet.go.jp/

必ず必ず事前に
マイナンバーカードの
写真と住所を登録してください。



東京都主税局

詳しくは 納税 納付方法 検索 または

中野区だより



新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に向けて

75歳以上の方へ

4月15日から順次接種券を郵送します

接種には予約が必要です。詳しくは、接種券に同封の案内をご覧ください。

対象 昭和22年4月1日以前に生まれた方

予約開始日 4月21日午前9時

接種開始日 4月28日

☆上記以外の方については、詳しく決まり次第お知らせします。今後のスケジュールなどについて詳しくは、今号と一緒に配布しているチラシをご覧ください

ワクチンは順次供給されます

4月は供給量が限られますが、厚生労働省によると、6月末までに全ての高齢者が2回接種できる量のワクチンが供給される予定です。



◀最新の情報は
区でのお知らせ
します

問合せ先

中野区新型コロナウイルス
ワクチン接種相談窓口(コールセンター)

☎0570(03)5444 (ナビダイヤル)

☆毎日午前9時～午後7時

ワクチンに関する一般的な質問はこちら

厚生労働省新型コロナワクチン
コールセンター

☎0120(761)770

☆毎日午前9時～午後9時

ワクチン接種は無料です

接種に便乗して現金を要求する不審な電話にはご注意ください。

家庭内感染を防ぎましょう

都内では、新型コロナウイルス感染症の家庭内感染が増加しています。大切な人を守るためにも、家庭内での予防対策を徹底しましょう。

家庭内感染予防のポイント

定期的に換気をする



タオルや歯磨きの
コップなどは
共有しない



ドアノブや
電気のスイッチなどは
こまめに消毒する



大皿料理は避け、
一人分ずつ盛り付ける



対面では
長時間話さない



高齢の方の感染予防

会話をする時は
家でもマスク



高齢の方の感染予防

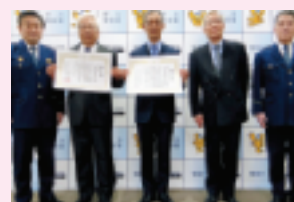
おめでとうございます



11月12日(於:野方区民ホール)



11月15日(於:中野区役所) 今回5人誕生。丸田副署長も!



2月12日(於:野方警察署) 村澤様・鳥居様が受賞

行動する法人会

—令和3年度税制改正に関する提言—

全法連では、令和3年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

自 民 党

予算・税制等に関する政策懇談会（税務・中小企業）
11月7日

財政・金融・証券関係団体委員長 古賀 篤 氏 他



公 明 党

税制改正要望等ヒアリング
11月17日

財政金融部会長 太田 昌孝 氏 他

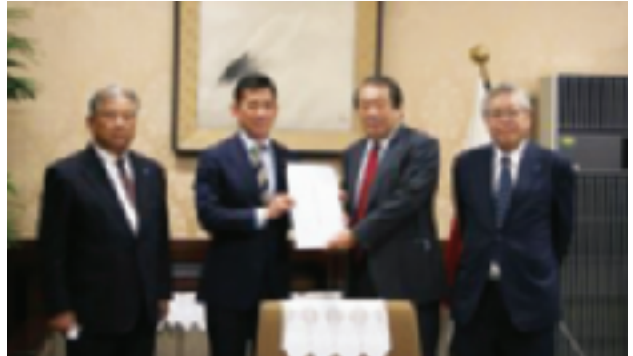


中野法人会は、11月に長妻・鈴木・松本衆議院議員、酒井区長、高橋議長に提言書を送付しました。

財 務 省

10月14日

財務副大臣 中西 健治 氏



中西副大臣（左から2番目）

国 税 庁

表敬訪問 11月26日

長官 可部 哲生 氏 次長 鏈水 洋 氏
課税部長 重藤 哲郎 氏



右手前から 重藤課税部長、可部長官、鏈水次長

中小企業庁

10月21日

長官 前田 泰宏 氏
事業環境部長 飯田 健太 氏



飯田事業環境部長（右）

令和2年度新入会員

第1支部(上鷺宮・鷺宮・白鷺・若宮)

(有) シーベル 上鷺宮1-25-10
(株) PET LIFE 上鷺宮4-15-6
たくみ建設(株) 鷺宮1-7-5
電設アノード合同会社 若宮3-41-2
(株) フロンターレ横山 若宮3-45-4

第3支部(大和町・野方)

(一社) 中野区フットサル協会 上鷺宮5-21-28
(一社) 中野オーラルヒストリークラブ 野方6-1-1

第4支部(新井)

Gpicaライフパートナー(株) 中野3-34-30
S.P.J.トラスト合同会社 新井1-12-12
(株) エステート白馬 新井2-1-19 バックマートビル

第5支部(松が丘・上高田)

(株) エクトワール 松が丘2-3-13-503
学校法人 保善寺学園 上高田1-31-2
宗教法人 保善寺 上高田1-31-2
南らいむらいとエンタープライズ 上高田3-17-11
(株) エンジェルハート 上高田3-38-5

第6支部(中野4丁目～6丁目)

(株) infinity 中野4-10-1-1F
(株) Good Life 中野5-51-15

第7支部(東中野)

(株) 居酒屋かんじ 東中野1-35-1はりまビル
C & E (株) 東中野1-56-8
ウェーブリンク(株) 東中野3-14-1 グリーンビル10F

第8支部(中野1丁目～3丁目)

(株) アントワークス 中野3-33-3

第9支部

(中央3丁目～5丁目、本町4丁目～6丁目)

(株) マイハウジングワン 中央4-1-3
(有) アフロビート 中央4-19-18-G
(株) 橋場令和不動産 中央5-37-1
(有) マナマナ 中央5-44-9

第10支部

(中央1丁目～2丁目、本町1丁目～3丁目)

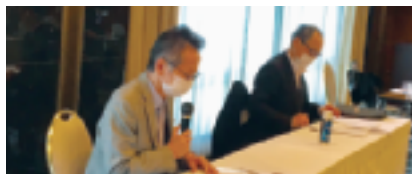
(株) recarze 本町2-18-9
フォワード'98(株) 中央1-1-1

第11支部(弥生町・南台)

(有) 野中建設 弥生町4-12-17
(株) TaKaテクノロジーズ 南台5-4-16 ワコレ中野南台202

賛助会員

手打蕎麦美酒旬菜 和田 野方5-3-1 野方ウィズ203
木村重量 足立区入谷1-6-10 リスデザイン901号
(株) K's ガレージ 渋谷区本町6-34-8
(株) 江口建創 横浜市緑区西八潮町774-1
大 洋 堂 (株) 所沢市山口34-6-201
喜 納 侑 紀 草加市手代3-52-12
ア ソ オ ン 川崎市多摩区布田30-10
藤田伸一税理士事務所 中央区銀座7-14-13
嶋 崎 聡 子 台東区浅草橋1-1-8
トークンエクスプレス(株) 新宿区高田馬場1-32-10
(株) レジデンシャルサポート 渋谷区東1丁目27-6
(株) 優 プ ロ 新宿1-36-5
中野カイトグラフィックオフィス 上高田3-18-7
Ringmasters LLC 東中野4-17-3
三 輪 喜 久 子 中野1-51-8
合同会社 ビスケット 港区麻布十番2-16-9 5F B
(株) E - s p a c e 千葉県いすみ市日在2163-10



3月3日 厚生・公益公益事業委員会



3月5日 広報委員会

3月11日 税制税務委員会

3月12日 総務・組織委員会

◆全法連・東法連◆

2月16日 全法連・税制セミナー
(ライブ配信)



講師：小野平八郎氏



講師：土居丈朗氏

3月5日 全法連・事務局セミナー
(ライブ配信)



松崎専務理事



講師：斎藤健氏

3月12日 東法連・税制講演会
(於：京王プラザホテル)



講師：渡辺博史氏

『最近の世界経済の動向』と題して90分に亘り、とても内容の濃い話を頂きました。

本 部 だ よ り

大好評!! 事業承継対策セミナー (2月9日)



講師の齋藤英一氏

中野法人会からのお知らせ

「自主点検シート」 入門編の内容

社内監査に「自主点検チェックシート」
をご活用下さい。
中野法人会事務局(☎3388-6896)
にて配布しております。

からもダウンロードできます。



今後の行事予定

第44回初歩の簿記講習会

日程：(Aコース) 令和3年6月14・15・16日
(Bコース) 令和3年6月17・18日

会場：法人会館2階会議室

講師：吉田信康先生(税理士・吉田税理士事務所代表)

※先着20名とさせて頂きますが、参加者が多い場合には、会場を中野サンプラザに変更して実施致します。その際には、参加希望者へ事前連絡をさせて頂きます。

施致します。その際には、参加希望者へ事前連絡をさせていただきます。

第22回健康セミナー
～感染予防について～

日程：令和3年6月24日(木)
会場：中野サンプラザ13F
スカイルーム
講師：岡田朝世様
(全日本労働福祉協会・保健師)

(全日本労働福祉協会・保

**第4回初めての
パソコン会計入門（弥生会計）**

日程：令和3年7月13日(火)
会場：法人会館（予定）
講師：吉田信康先生
（税理士・吉田税理士事務所代表・
弥生会計インストラクター）

弥生会計インストラクタ

支部だより

税務研修会（5/14&5/18）オンラインセミナーを開催予定

春の支部総会は、コロナ禍での開催が不可能なので今年度も中止になりますが、5/14(金)&5/18(火)、講師に中野税務署・岡田上席をお願いしまして、「オンラインセミナー」を行います。(詳細は案内参照の事。)尚、「中野法人会経営塾第一弾(令和3年度・税制改正)」につきまして、下記の日程で開催予定ですので、同封の案内でお申し込みください。



- ※何れも先着20名とさせていただきますが、参加者が多い場合には、会場を中野サンプラザに変更して実施致します。その際には、参加希望者へ事前連絡をさせていただきます。

部 会 だ よ り

《青年部会》

◆12月4日「研修会」を開催◆

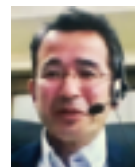
講師：和丘(株) 渡邊氏

12月4日、『第558回研修会』が、ZOOMで行なわれました。

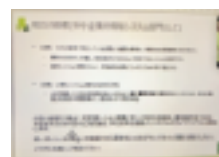
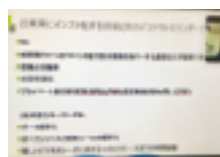
12月の研修会は、内部講師という事で、『渡邊社長が語る「社会基盤としてのITと和丘の目標」』という事で話して頂きました。



～～～ 参加された皆様 ～～～



講師の渡邊氏



根本部会長

《青年部会》

◆東法連青連協令和2年度全体連絡会議◆

2月9日、東法連青連協主催の『令和2年度青年部会全体連絡協議会』が、ハイアットリージェンシーで開催されましたが、基本的にはWEB配信でした。

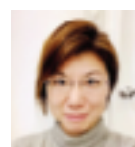
元スポーツ庁長官の鈴木大地氏が話されました。



～ 会場の様子 ～



講師：鈴木大地氏



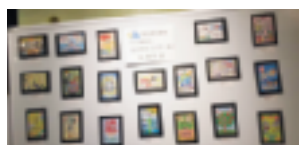
根本部会長

《女性部会》

◆東法連女連協令和2年度全体連絡会議◆

3月9日、東法連女連協主催の『令和2年度女性部会全体連絡協議会』が、京王プラザホテルで、今回は参加人数を限定して行なわれました。

(株)感性リサーチの代表・黒川伊保子氏が話されました。



入賞作品の展示

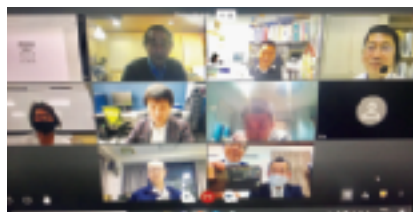


講師：黒川伊保子氏



高野部会長

《源泉研究部会・青年部会・女性部会》 ◆役員会を開催◆



3月5日 青年部会（リモート会議）



3月8日 女性部会（於：法人会館）



3月11日 源泉研究部会（於：法人会館）

◆『公益社団法人 中野法人会・第10回通常総会』開催ご案内◆

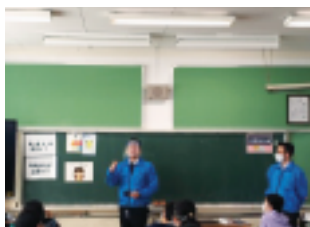
1. 日時：2021年5月11日(火) 午後3時30分より受付 午後4時開会
2. 会場：中野サンプラザ13F コスモルーム
第一部『第10回通常総会』（午後4時～）
※第二部『感謝状贈呈式』、第三部『懇親会』は中止！

※ご欠席の場合、委任状にご記入して頂き投函して下さい。宜しくお願い致します。

活発な社会貢献活動を展開!!

青年部会独自で“租税教室”を実施!

11月28日(土) (区立谷戸小学校6年1・2組(クラス別))



講師：米持氏・渡邊氏



アシスタント：前原氏

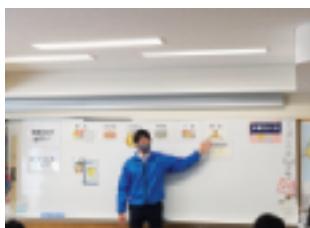


最後の挨拶：内野氏

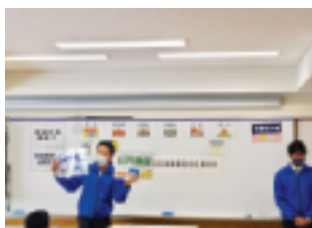


応援頂いた皆様

11月28日(土) (区立美鳩小学校6年1・2・3組(クラス別))



講師：吉永氏・内山氏



アシスタント：加藤氏



最後の挨拶：内山氏



佐藤校長先生と

11月30日(月) (区立白桜小学校6年1・2組(クラス別))



講師：根本様・吉永氏



アシスタント：渡邊氏



最後の挨拶：渡邊氏



林校長先生と

3月13日(土) (区立塔山小学校6年1組(クラス別))



講師：吉永氏



アシスタント：内山氏



最後の挨拶：内山氏



1億円は重い!

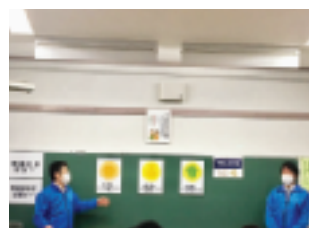
3月13日(土) (区立塔山小学校6年2組(クラス別))



講師：米持氏



アシスタント：内山氏



最後の挨拶：内山氏



木村校長先生と

マイナンバーカード

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

マイ ナン バー

平日 9時30分～20時00分

土日祝 9時30分～17時30分 (年末年始を除く)

紛失・盗難によるマイナンバーカードの
一時利用停止については24時間365日受付

マイナンバーカードの
申請方法はこちら



<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

通知カード、マイナンバーカード

050-3818-1250

その他のお問合せ

050-3816-9405

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について

Inquiries about My Number System

0120-0178-26

通知カード、マイナンバーカード

Inquiries about Notification Card and My Number Card

0120-0178-27

マル経融資をご活用ください！



「無担保」・「無保証人」・「低金利」・「手数料不要」

◆融資限度額：2,000万円

◆利 率：1.21% (2019年4月1日現在)

※中野区より3年間、支払利率の50%補助が受けられます。

※融資利率は金融情勢により変わることがあります。

◆返済期間：運転7年以内／設備10年以内

【融資要件】

- ・従業員20名以下（商業・サービス業は5人以下）
- ・税金（所得税、法人税、事業税、住民税）を完納している
- ・最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を行っている

※融資の結果、ご希望に添えない場合がございます。

詳細は ⇒ ⇒ 東京商工会議所中野支部

TEL：03-3383-3351

※専門家による窓口相談（税務）を実施しております。
※会員以外の方もご利用いただけます。



法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は

昭和46年に発足し、

会員のみなさまと共に歩んでまいりました。

これからも会員のみなさまを

お守りしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

新宿支社/
東京都新宿区新宿4-3-25(TOKYU REIT新宿ビル6F)
TEL 03-3357-5221

AIG AIG損害保険株式会社

東京第二プロチャネル営業部/
東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)
TEL 03-6894-9110